

東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県及び市町が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及び地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）で位置づけた事業のうち、市町が行う移住就業支援事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、東京圏から本県への移住促進を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費及び補助額については、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費は、県及び市町の役割等を別途定めた東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する移住就業支援金（以下「支援金」という。）とし、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の世帯の場合は60万円とする。また、補助額は、当該金額に4分の3を乗じて得た額とする。
- (2) 補助対象経費は、支援金の支給に係る事務経費とし、補助額は、前号の額に100分の1.5を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定に基づき、市町が補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付申請書に、支援金に係る交付決定通知書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途文書で通知する日とする。

(交付決定)

第5条 知事は、規則第4条に規定する補助金等の交付を決定するときは、別記第2号様式による交付決定通知書により通知するものとする。

(変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条の規定に基づき、前条の規定により交付決定を受けた市町が、変更を行う場合は、別記第3号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項に基づき、市町は、事業が完了したときは、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、実績報告が適正であると認めるときは、別記様式第5号による交付確定通知書により、補助金の額の確定を通知する。

(補助金の支払請求)

第9条 前条の通知を受けた市町が補助金の支払請求をしようとするときは、別記第6号様式による交付請求書によることとする。

(補助金の返還)

第10条 市町は、支援金の給付を受けた者に、当該支援金の返還事由が生じた場合には、別記第7号様式による返還事由発生報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告を受けた場合は、第5条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前各項の規定は、第7条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとし、既に当該確定により、補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。